

## ○厚生労働省告示第四四〇

○介護保険法(平成九年法律第二百二十九号) 第四十八条第一項の規定に基づいて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十一年厚生労働省告示第二百二十一号)の一部を次のものに改む。  
平成二十七年八月一日から適用する。

別表の一のイ)(二)を次のものに改む。

## b 介護福祉施設サービス費(II)

i 要介護1

ii 要介護2

iii 要介護3

iv 要介護4

v 要介護5

別表の一のヤ)(二)を次のものに改む。

## b 小規模介護福祉施設サービス費(II)

i 要介護1

ii 要介護2

iii 要介護3

iv 要介護4

v 要介護5

別表の一のヤ)(二)を次のものに改む。

## b 介護福祉施設サービス費(II)

i 要介護1

ii 要介護2

iii 要介護3

iv 要介護4

v 要介護5

○厚生労働省告示第二百五〇  
○介護保険法(平成九年法律第二百二十九号) 第四十二条の二第一項の規定に基づいて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号)の一部を次のものに改む。  
平成二十七年三月二十二日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

## 別表の一のヤ)(二)を次のものに改む。

## (二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

b 要介護1

c 要介護2 又は要介護3

d 要介護4 又は要介護5

○厚生労働省告示第二百五〇  
○介護保険法(平成九年法律第二百二十九号) 第五十二条第一項の規定に基づいて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)の一部を次のものに改む。平成二十七年八月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

## 別表の一のヤ)(二)を次のものに改む。

## (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援1

b 要支援2

c 要支援3

d 要支援4

e 要支援5

別表の一のヤ)(二)を次のものに改む。

## (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援1

b 要支援2

c 要支援3

d 要支援4

e 要支援5

○厚生労働省告示第二百七〇  
○介護保険法(平成九年法律第二百二十九号) 第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び同法第六十一条の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第二百二十一号)の一部を次のものに改む。平成二十七年八月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表の五中「多床室」を「多床室(老健・療養等)」に改め、「単独型短期入所生活介護費(II)、併設型短期入所生活介護費(II)」「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)」「単独型介護予防短期入所生活介護費(II)、併設型介護予防短期入所生活介護費(II)」及び「居室」を削り、同備考五を同備考六とし、同備考四の次のように加える。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表多床室の項を削り、従来型個室(老健・療養等)の項の次に次のように加える。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

## 多床室(老健・療養等)

一 日三万八千円

表備考五中「多床室」を「多床室(老健・療養等)」に改め、「単独型短期入所生活介護費(II)、併設型

短期入所生活介護費(II)」「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護

老人福祉施設入所者生活介護費(II)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)、

「介護福祉施設サービス費(II)」「小規模介護福祉施設サービス費(II)」「単独型介護予防短期入所生活介

護費(II)、併設型介護予防短期入所生活介護費(II)」及び「居室」を削り、同備考五を同備考六とし、同

備考四の次のように加える。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

この表において「多床室(老健・療養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する單

独型短期入所生活介護費(II)若しくは併設型短期入所生活介護費(II)、指定地域密着型サービス介護給付

費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)若しくは経過的地域密着型

介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福

祉施設サービス費(II)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(II)又は指定介護予防サービス介護給付

費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(II)若しくは併設型介護予防短期入所生活

介護費(II)を算定すべき者が利用する居室をいつ。